

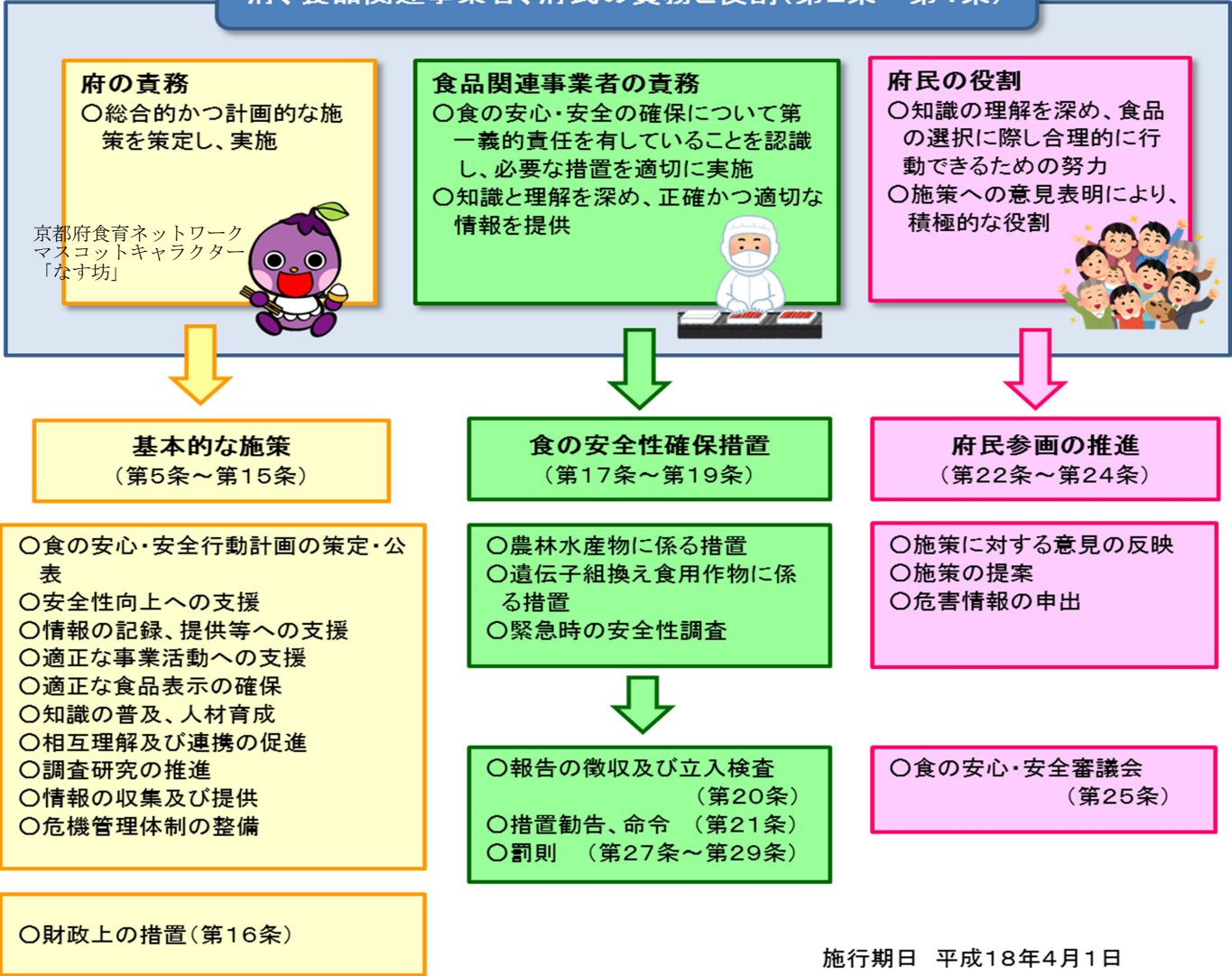
食の安心・安全推進条例

所管課：農政課
(平成18年度～)

食の安全性を脅かし、安心感を損なう事態が相次ぐ中で、食の安心・安全を確保することは不可欠です。本条例は、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、食の安心・安全の確保についての基本理念を明らかにするとともに、府、食品関係事業者及び府民がその責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の府民の健康の保護に寄与することを目的としています。

■ 概要

府、食品関連事業者、府民の責務と役割(第2条～第4条)



施行期日 平成18年4月1日